

社債等を発行する場合の金融商品取引法の開示規制について

社債など有価証券の募集・売出しを行う場合、発行会社は有価証券届出書の提出が必要です！

Q1 有価証券の募集・売出しとは？

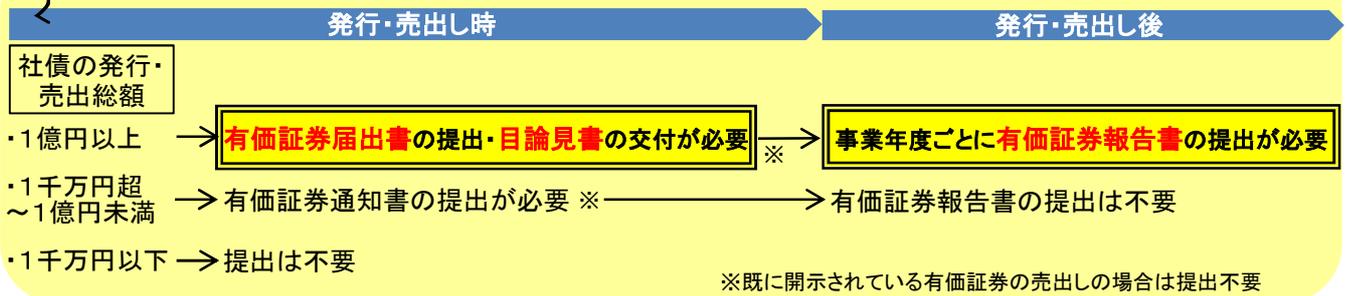
A 新たに発行される又は既に発行された有価証券の取得を勧誘する行為で、50名以上の一般投資家に対して行うものをいいます。
この場合は、有価証券届出書の提出・目論見書の交付が必要です。

Q2 どんな行為が勧誘になるの？

A 社債の購入を促すようなポスターを掲示したり、インターネットを通じて社債の購入を募ったりすることは、勧誘行為に該当します！



Q3 どんな書類を提出するの？



Q4 有価証券届出書等には何を書くの？



発行・売出総額が1億円未満であるときや、勧誘を行った投資家の人数が50名未満であるときには、有価証券届出書等の提出は不要です！

※発行・売出総額が1千万円超～1億円未満の場合、有価証券通知書の提出が必要です！

ご不明な点は、金融庁総務企画局企業開示課までお問い合わせ下さい。
03-3506-6000(代表)